



# 宮 崎 県 公 報

令和4年6月20日(月曜日) 第316号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( “ ” ) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の名称の変更……………( “ ” ) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称の変更……………( “ ” ) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の辞退……………( “ ” ) 1
- 民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 2

頁

- 保安林の指定施業要件の変更予定(2件)……………(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始……………( “ ” ) 3

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村整備課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可……………( “ ” ) 4

### 病院局公告

- 落札者等の公告……………4

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………4

## 告 示

### 宮崎県告示第 404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
かかりつけ訪問看護ステーションふた葉	日向市	訪問看護	令和4年6月1日

### 宮崎県告示第 405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
かかりつけ訪問看護ステーションふた葉	日向市	訪問看護	令和4年6月1日

### 宮崎県告示第 406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届

出があった。

令和4年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
フラワー薬局 みみつ	日向市	みみつ調剤薬局	フラワー薬局 みみつ	令和4年5月1日

### 宮崎県告示第 407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和4年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
フラワー薬局 みみつ	日向市	みみつ調剤薬局	フラワー薬局 みみつ	令和4年5月1日

### 宮崎県告示第 408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和4年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医 療の種類	辞 退 年月日
ひらばる調剤 薬局	延岡市	薬局	令和 4 年 4 月 28 日

**宮崎県告示第 409号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 164  
- 1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 410号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字滝下丙1748-  
1、丙1748-6、丙1749-1、丙1749-5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 411号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字クサギ  
畑4829-6、4831

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 412号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐に限る。

串間市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 413号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐に限る。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 414号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 6 月 20 日から同年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
40	県道	都農綾 線	東諸県郡綾 町大字入野 字別府向35 65番地先か ら同郡同町 同大字同字 3575番 1 地 先まで	旧	8.5～ 10.7	255.4
				新	10.9～ 33.9	255.4

#### 宮崎県告示第 415号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 6 月 20 日から同年 7 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	東諸県郡綾 町大字入野 字別府向35 65番地先か ら同郡同町 同大字同字 3575番 1 地 先まで	令和 4 年 6 月 20 日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、田野町北地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	川 越 栄 二	宮崎市田野町乙9689番地
理 事	安 藤 立 信	宮崎市田野町乙9684番地
理 事	金 松 文 雄	宮崎市田野町乙 10582番地15
理 事	川 添 幸 治	宮崎市田野町甲1596番地ロ号
監 事	永 牟 田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	末 原 清 利	宮崎市田野町乙8534番地

（任期：令和 7 年 4 月 8 日まで）

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	川 越 栄 二	宮崎市田野町乙9689番地
理 事	川 添 幸 治	宮崎市田野町甲1596番地ロ号
理 事	金 松 文 雄	宮崎市田野町乙 10582番地15
理 事	安 藤 立 信	宮崎市田野町乙9684番地
監 事	永 牟 田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	末 原 清 利	宮崎市田野町乙8534番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、田野町西地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 6 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地 9
理 事	矢 野 治	宮崎市田野町乙4402番地 3

理 事	谷 口 雄 一 郎	宮崎市田野町乙5498番地
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理 事	鬼 束 英 昭	宮崎市田野町乙4255番地
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
監 事	野 崎 安 正	宮崎市田野町乙4309番地
監 事	川 越 和 己	宮崎市田野町乙4426番地41
監 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1

(任期：令和8年4月20日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地9
理 事	矢 野 治	宮崎市田野町乙4402番地3
理 事	谷 口 雄 一 郎	宮崎市田野町乙5498番地
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
理 事	鬼 束 英 昭	宮崎市田野町乙4255番地
監 事	川 越 和 己	宮崎市田野町乙4426番地41
監 事	野 崎 安 正	宮崎市田野町乙4309番地
監 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）から令和4年5月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年6月20日

宮崎県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 県立宮崎病院既存病院閉院に伴う廃棄業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県立宮崎病院総務課管理担当  
宮崎県宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年5月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 F U J I T A  
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
- 5 落札金額  
7,568,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年4月21日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年6月1日現在次のとおりである。

令和4年6月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,993人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 212,453人

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年6月1日現在次のとおりである。

令和4年6月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区 110,918人

都城市選挙区 44,653人

延岡市選挙区 33,557人

日南市選挙区 14,429人

小林市・西諸県郡選挙区 14,896人

日向市選挙区	16,644人
串間市選挙区	4,939人
西都市・西米良村選挙区	8,583人
えびの市選挙区	5,219人
北諸県郡選挙区	6,894人
東諸県郡選挙区	7,353人
児湯郡選挙区	18,797人
東臼杵郡選挙区	7,596人
西臼杵郡選挙区	5,399人

--	--